

【会議記録—令和4年8月31日—20220831 個人情報保護検討委員会】

1 開催日時 令和4年8月31日（水）9時45分～10時10分

2 開催場所 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

委員長 国松 誠

委員 河本 文雄、武田 翔、永田 てるじ、くさか 景子、石川 裕憲、
佐々木 正行、井坂 新哉、近藤 大輔、池田 東一郎

(2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明

管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一

政策調査課長 大河原 邦治

4 議 事

県議会における個人情報の保護に関する条例制定に向けた検討について

はじめに、(1)「神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例(仮称)」における審査会及び審議会の取扱い方針について説明があり、本県議会における対応案について各会派に持帰り検討し、次回の検討委員会において協議の上、決定することとした(資料)。

次に、(2)その他として、罰則規定に関連する条文について、他の条文に先行して、横浜地方検察庁と事前協議を行っていることについて、報告があった。

<質疑概要>

(池田委員) 「議長が特に必要があると認めた場合に、執行機関の設置する審議会に諮問することができる」という全議が示した条例(例)の条文案を削除したいとのことだが、議長の権限について書かれている条文を簡単に削除してしまうのはどうかと考えるが、これを条文に残すと何か不都合があるのか。

(副局長) 全議はこの条文を入れるかどうかは各自治体の判断に委ねるものとしている。そうした中で、条文に入れるかどうか検討した結果、実質的にほぼ使われないであろう条文を空文化してあえて入れるよりも、実態に即したかたちで立案したらどうかと考えた。

(管理担当課長) 本県議会も審議会に諮問することになると、審議会の運営に携わる必要が生じ、実務上業務が増えることになると考えた。

(井坂委員) 法では審議会に諮問する内容が個別規定として想定されないとのことだが、条例を改正するときぐらいしか審議会に諮問するケースはないということか。

また、個別規定がないというのは、諮問してはいけないという意味なのか、それとも諮問しても良いという条例を作れるのか。

(副局長) 改正法では、個別で審議会に諮るものは一切なくなり、委員ご指摘のとおり条例を改正するなど、総合的な役割が審議会に期待されている。そうした意味では、議会が独自に諮問するようなケースは想定していない。

また、執行機関でも同じような議論があり、法の設計の中で限界があるため、個別の関わり方ができないことは国から方針が出ていると聞いている。

次回の個人情報保護検討委員会については、9月7日に実施することとした。